



熊本県介護施設 SAFE 協議会を開催しました。

熊本労働局では、6事業場及び6機関等で構成する熊本県介護施設 SAFE 協議会の令和7年度第1回目を開催しました。

ここでいう「SAFE」とは、Safer Action For Employees の略語であり、従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。

県内では、介護施設における休業4日以上労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く。）のうち、転倒及び腰痛等の行動災害が多く発生していることから、これらの労働災害防止対策をはじめ、各事業場等における取組状況の発表や従業員に対する安全衛生上の課題について情報交換を行うこと等を目的として設置したものです。

令和7年度 第1回熊本県介護施設 SAFE 協議会について

開催日	令和7年8月8日（金）
場所	熊本地方合同庁舎 A 棟 1階記者会見室（熊本市西区春日2丁目10-1）
内容	全国労働衛生週間の準備月間が翌月から始まることから、当該準備月間の実施事項になっている「労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策」について、協議会各構成員からハード面・ソフト面それぞれの取組を発表していただき、意見交換を行いました。

本協議会は、冒頭に、熊本労働局労働基準部長から、「行動災害は決して軽視できない災害である。ノーリフトケアの推進のほか、転倒災害や高齢労働者の労働災害防止に向けた協議も行ってほしい。」とのメッセージが伝えられました。

その後、熊本労働局担当者から労働災害発生状況、エイジフレンドリーガイドライン、全国労働衛生週間等について説明を行った後、各構成員から行動災害防止対策にかかる取組について、ハード面（福祉用具の活用等）・ソフト面（体操の実施等）の両方から発表していただき、各構成員の取組に関する情報交換を行いました。なお、構成員からノーリフティングケア導入推進に向けた調査報告も行われました。また、本年度第2回協議会も兼ねて現場視察を実施することを決定しました。

熊本労働局では、今後も介護施設等の労働災害防止のための施策を推進してまいります。



協議会開催の様様